

ふれあいネットワーク  
**ほっとライン**  
社協はまちのほっとステーション



いきいきサロン藤の会(群)



みなさまの願いが  
かないますように

こどもたちは、七夕飾りやこよりの作り方を習いながら、各地域のサロンで、七夕交流会が行われました。  
地域サロンを拠点に住民同士の交流が広がっています。



みよし友愛会サロン(御代志)  
西合志中央保育園



上古開いきいきサロンと子ども会(上古開)



もくじ

特集	社協ってなんだろう	2・3
社協会費について	.....	4・5
決算報告・お知らせ	.....	6・7
寄付御礼・ふれあい総合相談	.....	8

# (社協)ってなんだろう



合志市も社会福祉協議会も、この合志市こそが活動の舞台であり、その活動の根拠が「住民の意思」住民の必要とするもの「住民主体」である

## 1 そもそも「社会福祉協議会

「社協」とはどういう団体？

社会福祉法に根拠(法第109条)を有し、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置づけられた社会福祉法人(法第22条)です。市区町村に「力所」が存在することができません。

「市役所の一部ではないのか」といわれますが、合志市が実施する福祉サービスなどの受託事業を多く請負っていることや、公共施設で事務所を開設し福祉事業を行っていることなどがその要因でしょうか。社会福祉協議会は非営利、公益の民間団体です。

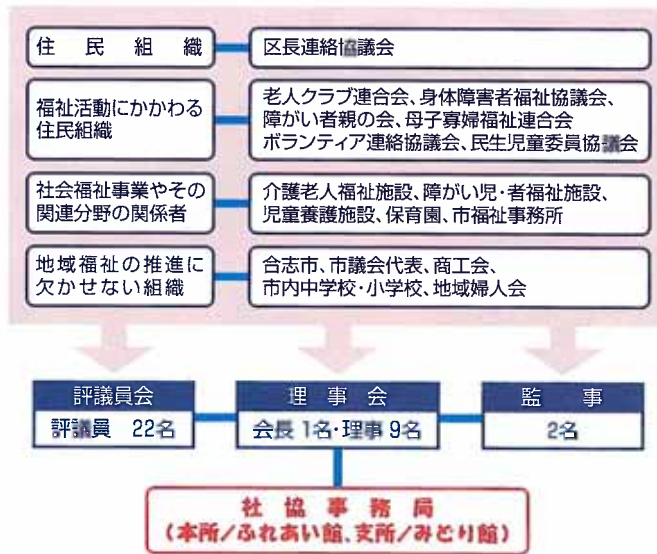
合志市(行政)と社会福祉協議会とは、「合志市民の福祉向上をとともに目指していること」、「社会福祉協議会は、行政サービスを基本としながらも社会福祉法人として先駆的・開発的・専門的な福祉事業を展開し、かつこれらの事業が効果的・継続的に行えるようその経営基盤の強化に努め(法24条)、行政はこれらの活動に対して適正な助成と監督ができる(法第54条)関係にあります。

といえます。

※文章中の「法」は社会福祉法

## 2 社協の組織

社協は、市民の福祉活動を支援し、市民の意見を反映するため、関係団体の協力を得て運営しております。



市民の皆様から、理事会、評議員会の役員・委員を選出して運営を行っています。これにより、公正・公平な運営、福祉事業を推進しています。

## 3 社協の活動は必要なのか？

国・地方自治体の財政状況は逼迫している状況にあるといわれています。また福祉に対する財政措置も好転する見込みは厳しいようです。そのような中、少子高齢社会、都市化などの影響を受け福祉の必要はますます多様化しています。

介護保険事業などの公的サービスだけに頼った福祉活動は、人的にも財源的にも限界があります。また、少数ニーズへの対応やサービスを受けるまでの手続きに時間を要するなど即応性や柔軟性に欠ける面を持っています。

住民同士の支えあう活動は古くから行われてきました。そして今、その必要性がこれほど求められている時代はありません。

少ない財源でより福祉が充実していくためには、これまでのように公的サービス(公助)だけでなく、地域で暮らす者が互いに助け合い(共助)、自らも褒たきりや認知症予防などの活動に努める(自助)、、、この自助、公助、共助の充実が必要不可欠といえるでしょう。

社会福祉協議会は、この自助、公助、共助をバランスよく提供していくための役割を担い、実行していくための団体です。

公助：市から委託された高齢者、障がい者、児童福祉事業や介護保険事業など  
共助：地域福祉連絡協議会、地域サロン活動、ボランティア活動の推進、福祉団体への活動助成、見守り推進活動、小地域ネットワーク活動など  
自助：褒たきり・認知症予防教室の実施、福祉情報誌の発行、啓発イベントの実施など

社会福祉協議会は、地域福祉の問題に専門性をもった機関として、また地域福祉の発展のため多くの市受託事業や介護保険事業を行っています。これらの事業を単に行うのではなく、市民皆様と協働した活動を推進することで、いまある福祉サービスをより柔軟かつ効果的に提供し、また地域に必要な独自のサービスの開発を行うことができると考えています。

この活動の財源は、社会福祉協議会が行う介護保険事業などの収益の一部のほか、多くは市民皆様か



# 社会福祉協議会

ら付託された会費や寄付金が支えています。

## 4 社協の活動財源はどうなっているの？

社会福祉協議会は、大きく分けると2つの財源構成をしています。

### (1) 経営部門の財源

- 経営部門の事業
- 介護保険事業
  - 障がい福祉サービス事業
  - 合志市からの受託事業
  - (高齢者障がい者・児童福祉事業、公共施設の管理事業など)

他の社会福祉法人や民間企業と同じこの分野では、事業ごとの売上が基本となります。仮に、営利を中心とした活動になれば、「社会福祉協議会」としての役割を果たすことができません。**社会福祉協議会が行う経営活動は「地域福祉」へとつながるものでなければならぬと考えています。**そこでこの分野の事業を行ううえでは次のことに主眼を置いて活動していきます。

- ① 社協が介護保険サービス事業に参入することで、合志市内で一定のサービス量質が確保できるようにするため
- ② 専門性の確保(看護師や介護福祉士、社会福祉士、保育士をはじめ、理学療法士、保健師、介護支援専門員など多くの専門性をもった職員の確保により多角的な視点を持った地域福祉活動が行える)
- ③ ボランティア養成や福祉職を目指す方の実習、研修の受入施設としての役割
- ④ 採算が見込めず他の事業所では運営が困難なサービスの実施
- ⑤ 新たに福祉サービスを開発するための研究の場
- ⑥ 地域福祉事業を継続して行うための財源と人材確保のため

⑦ 社会福祉協議会という組織を存続するうえで必要な財源確保のため

### (2) 法人運営 地域福祉の財源

- 法人運営・地域福祉事業
- 法人を運営するための活動 (理事会・評議員会、事務局活動費など)
  - 地域での見守り活動
  - ボランティア活動の推進
  - 福祉教育
  - 総合相談・支援体制の整備

これらの**地域福祉活動は、基本的に財源を生まないう事業です。**財源は、合志市からの補助金、そして市民皆様からの会費、寄付金、募金です。活動に伴う人材は市補助金、活動費は市民皆様からの会費などで社会福祉協議会が行う地域福祉事業は行われています。

また、行政からの補助金・委託金は、目的や使い道が制限されていることもあり福祉事業といえども自由に使用できるものではありません。

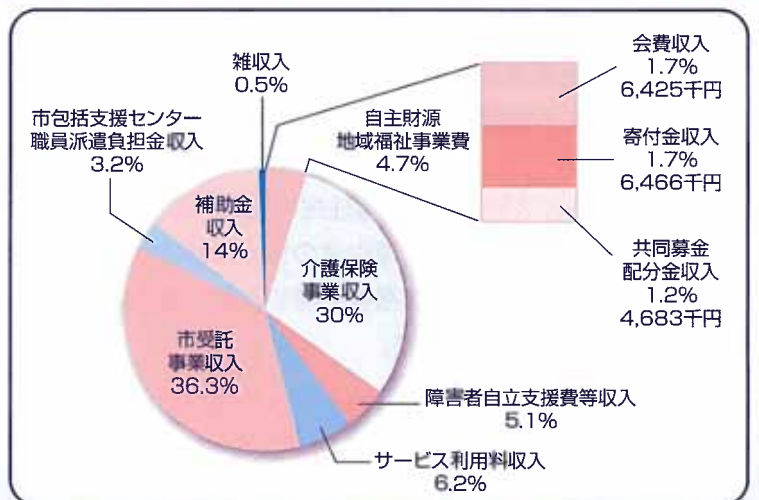
つまり各地域の福祉課題に対して、その**地域にあった福祉サービスを実施していくには、会費・寄付金などの自主財源が大切です。**この自主財源が確保できないと、福祉サービスの縮小につながり、また廃止となりかねません。

**ご支援頂いた会費や寄付金は、住民の代表である理事会・評議員会を経て、地域の福祉課題にもとづいた、「まちづくり・地域づくり」及び社協運営の貴重な財源として、公正に活用しております。**



収入項目	金額(千円)	割合
(1) 地域福祉事業費 寄付金収入(自主財源)	17,574	4.7%
(2) 事業収入		
① 介護保険事業収入	112,728	30.0%
② 障害者自立支援費等収入	18,937	5.1%
③ サービス利用料収入	23,390	6.2%
④ 市受託事業収入	136,302	36.3%
⑤ 市包括支援センター職員 派遣負担金収入	11,994	3.2%
(3) 補助金収入	52,688	14.0%
(4) 雑収入	1,675	0.5%
合計	375,288	100.0%

※平成19年度決算より



# 社会福祉協議会が行う活動は？

## 地域福祉を推進する活動

- 福祉課題の把握、提言、改善運動
- 地域福祉活動計画の策定
- 連絡調整活動  
(住民・当事者・社会福祉事業関係者など)
- 地域福祉連絡協議会活動の推進、支援
- ボランティア活動や市民活動の推進、支援
- 小地域ネットワーク活動、  
ふれあいいきいきサロンの推進、支援
- ぽっかぽかサービス  
(住民参加型福祉サービス)の推進
- 小学校・中学校での福祉教育、啓発活動の推進
- 当事者組織・団体、社会福祉関係諸団体の支援
- 地域福祉財源の造成、助成事業
- 共同募金・歳末たすけあい運動への協力など

地域住民や地域の関係団体、組織と協働して地域の福祉課題を把握し、その解決にむけた地域福祉の取り組みを計画的、総合的に推進しています。



中学生福祉体験



ふれあいいきいきサロン



子育てサロン

## 地域での生活支援にむけた 相談・支援活動、サービス利用の援助活動

- 総合相談事業  
(法律相談、子育て相談、介護相談、心配ごと相談)
- 日常生活自立支援事業(権利擁護事業)
- 地域包括支援センター事業  
(合志市へ専門職の派遣)
- 障がい児・者を対象とした相談支援・事業の実施
- 子育て家庭を対象とした相談支援・事業の実施
- 社会福祉事業等の研修、啓発事業
- 生活福祉資金貸付事業

福祉サービス利用者や地域住民の立場に立って、福祉サービスの利用や地域生活の支援にむけた相談・支援活動、さまざまな福祉に関する社会資源の情報提供・調整を行います。



広報誌などの音声訳



福祉講演会



ボランティア炊出し体験

## 多様な福祉サービスを提供する活動

### 通所介護サービス

- 営業時間 8:30～17:00(希望者は20:00)
  - 営業日 月曜日～土曜日
  - 利用者 要支援・要介護認定、障害認定を受けた方
- 機能訓練やレクリエーション、子どもたちや地域の方との交流、食事、入浴、送迎サービスを提供します。

### 訪問入浴サービス

- 営業時間 8:30～17:00
  - 営業日 月曜日～金曜日
  - 利用者 要支援・要介護認定、障害認定を受けた方
- ご自宅に訪問入浴車により看護師を含めた3人でお伺いし、専用浴槽をお部屋の中に設置して安全な姿勢で身体の負担も少なく入浴していただけます。

### 外出支援サービス

- 営業時間 8:30～17:00
  - 営業日 月曜日～金曜日
  - 利用者 要介護認定、障害認定を受けた方で市が必要と認めた方
- 公共交通機関の利用が困難な車いすで移動される方などが医療機関への受診の送迎を、福祉車両で行います。

### 病後児保育サービス

- 営業時間 7:30～18:00(土は13:30まで)
  - 営業日 月曜日～土曜日
  - 利用者 市内在住または市内勤務(補助なし)の方
- お子様が病気にかかり、回復してきているけれども安静が必要な時期に仕事を休めないそんな時、病後児保育サービスをご利用ください。

### 学童保育サービス

- 営業時間 9:00～20:00
  - 営業日 月曜日～土曜日
  - 利用者 小学1年生から3年生
- 特に仕事などで、放課後自宅で児童を見ることができないご家庭のお子様を、夜8時までお預かりしています。

### 西児童館

- 営業時間 8:30～17:15
  - 営業日 火曜日～日曜日
  - 利用者
- 地域の子どもたちや親子がいつでも安全に遊べる場所です。専門指導員が子どもの感性や五感の発達に合わせた遊びの指導や世代間交流を行います。

### 訪問介護(ホームヘルプ)サービス

- 営業時間 8:30～20:00
  - 営業日 月曜日～日曜日(年末年始は休み)
  - 利用者 要支援・要介護認定、障害認定を受けた方
- ホームヘルパーがご自宅に訪問し、調理、洗濯などの家事や食事・入浴介助などの介護サービスを提供します。

### 訪問看護サービス

- 営業時間 8:30～17:00(緊急時は24時間)
  - 営業日 月曜日～金曜日
  - 利用者 自宅で医学的処置が必要な方
- 主治医との連携のもと、健康状態の観察、床ずれの処置、点滴など心身の状態に合わせた医療を看護師が提供します。

### 居宅介護支援サービス

- 営業時間 8:30～17:00
  - 営業日 月曜日～金曜日
  - 利用者 要介護認定を受けた方
- 介護される方、介護する方に寄り添い利用される方に適切な介護プラン作成のお手伝いをします。

### ファミリーサポートセンター

- 営業時間 6:00～22:00
  - 営業日 月曜日～日曜日
  - 利用者 市内在住または市内勤務(補助なし)の方
- 子育ての援助を受けたい依頼会員と、子育ての援助を行いたい提供会員が、会員登録を行いお互いに助け合う相互援助活動です。

### つどいの広場 わかば

- 営業時間 9:00～15:00
  - 営業日 月曜日～金曜日(木は13:00～15:00)
  - 利用者 子育て中のご家庭
- 就学前児童を自宅でみている親子が、子育ての悩み等を気軽に話し合え、また楽しく遊びができるよう交流の場を設けています。

### 地域子育て支援センター

- 営業時間 8:30～20:00
  - 営業日 月曜日～土曜日
  - 利用者
- 専任の保育士が、育児不安等の相談に応じたり、子育てサークル等への支援などを実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行っています。

介護が必要になったときに提供するサービス  
(主なものを掲載)

子育てを支援するサービス  
(主なものを掲載)

※利用を希望される方はご連絡なくお電話ください。詳しくご説明いたします。

これらの福祉サービスは、介護保険制度や障害者自立支援法、次世代育成推進法、児童福祉法の中で経営責任をもって行う必要がある事業です。事業主体としての利用者の保護を適切に行い、利用者の立場に立ち高品質なサービス、低所得者や困難世帯などへの対応に積極的に取り組んだり、サービス提供を通じて地域の福祉課題を把握し、新たなサービス開発につなぐなど、合志市の福祉サービス水準の向上につながる社会福祉協議会らしい事業運営に努めています。



# 平成19年度 決算概要



## 収入合計 3億7528万8千円

- ①地域福祉事業費寄付金収入 17,574千円  
社協会費(6,425千円)、香典返しなどの寄付金(6,466千円)共同募金配分金(4,683千円)といった市民の皆さまからの寄付金です。
- ②介護保険事業収入 112,728千円  
要介護認定を受けた方へホームヘルパーの派遣やデイサービス、訪問入浴サービスなど、介護サービス提供による事業報酬です。
- ③自立支援費等収入 18,937千円  
障害者自立支援法に基づくホームヘルパー派遣やデイサービスなど障害福祉サービスの提供による事業報酬です。
- ④事業収入 23,390千円  
老人憩の家・みどり館の利用料や病後時保育、学童保育などサービスを利用した方からいただいた利用料です
- ⑤経常経費補助金収入 52,688千円  
合志市から社会福祉協議会に交付された補助金(人件費)をはじめ、熊本県補助事業(施設整備)の補助金です。
- ⑥受託金収入 136,302千円  
次世代育成支援事業(学童保育や病後時保育など)や高齢者の介護予防事業などの在宅福祉サービス、ふれあい館やみどり館の施設管理といった、合志市から委託を受けて実施した事業報酬です。
- ⑦負担金収入 11,994千円  
合志市包括支援センター出向職員3人の人件費です。
- ⑧その他の収入 1,675千円  
社協で行ったイベント益金や貯金利息、研修お礼などの収入です。

## 支出合計 3億6274万8千円

- ①地域福祉推進事業費 22,912千円  
高齢者や子育てサロン事業、学校での福祉学習、福祉相談、ボランティア活動支援など、地域で行われているさまざまな福祉活動に使用しています。
- ②高齢者支援事業 39,171千円  
介護保険サービスの適用を受けていない方が受ける介護予防サービス(生きがい対応型デイサービスや生活支援員派遣事業など)や外出支援サービスの事業費です。
- ③児童健全育成等事業 50,948千円  
病後児保育や学童保育、ファミリーサポートセンターなど、子育て支援事業に関する事業費です。また障害がある児童の学校生活の支援を行うため介護補助員の派遣を行いました。
- ④施設管理事業 66,166千円  
社会福祉協議会の本所である「ふれあい館」をはじめ、老人憩の家、みどり館、福祉会館の4つの公共施設の管理経費です。
- ⑤介護保険等事業 120,043千円  
介護保険の4つの在宅サービス(通所介護、訪問介護、訪問入浴介護、居宅介護支援)の事業費です。また、障害者自立支援事業でも同様の事業を行っております。
- ⑥法人運営事業 63,508千円  
高齢者・障がい(児)・児童などの福祉事業やボランティアをはじめとする市民活動が安定して、また継続して活動できるようにマネジメントする部門の経費です。地域福祉事業や法人運営を行う職員が所属しています。



デイサービス事業



介護予防事業(貯筋教室)



地域子育て支援センター事業

## 平成19年度 貸借対照表

(単位:千円)

項目	科目	平成19年度(a)	平成18年度(b)	増減(a-b)
流動資産	現金 預貯金	105,834	90,715	15,119
	未収金等	39,991	42,385	△2,394
	計	145,825	133,100	12,725
固定資産	基本財産	2,000	2,000	0
	構築物等	4,388	3,470	918
	車両運搬具	6,676	8,912	△2,236
	器具及び備品	3,182	3,140	42
	退職預け金	64,113	55,959	8,154
	ソフトウェア	254	383	△134
	貸付事業貸付金	1,196	1,196	0
	預託金(リサイクル料)	284	0	284
	指定管理施設元入金	18,600	11,000	7,600
	福祉事業積立金	89,143	78,143	11,000
	計	189,836	164,208	25,628
負債	流動負債	26,395	26,211	184
	固定負債	64,112	55,959	8,153
	計	90,507	82,170	8,337
純財産	基本財産基金	2,000	2,000	0
	指定管理施設元入金	18,600	11,000	7,600
	積立金等	91,094	78,508	12,586
	次期繰越活動収支差額	133,460	123,630	9,830
	計	245,154	215,138	30,016

### 流動資産

平成20年3月31日時点で社協が所有する資産のうち、現金や預貯金のほか比較的短期に回収できる資産です。未収金は市からの委託料や介護保険報酬が主なものとなります。

### 固定資産

1年を超えて所有したり、使用する資産で、デイサービスの車両や事務機器などが主なものです。

### 負債

流動負債は、3月31日時点から1年以内に支払わなければならないもので、職員の賃金や社会保険料が主なものです。固定負債は、職員退職金の積立額を計上しています。

### 純財産

資産から負債を除いたものが純財産です。基本財産基金や福祉事業積立金は預貯金として保有しています。

# 社協会費はいくら？どのように使われる？

社協会費は、区長（囑託員）様、直接会費を集めていただく班長・組長様の多大なご協力により成り立っております。心より感謝申し上げます。

普通会費	一口	500円
賛助会費	一口	1,000円
特別会費	一口	5,000円

ご支援いただけるときは、左記の金額でお願いいたします。1世帯何口でもご加入いただけます。また、区費からご支援いただいている地区もあります。

## ■平成19年度 会費収入の内訳

区分	種類	加入数	金額
一般世帯	普通会员	11,820口	5,910,000円
	賛助会員	132口	132,000円
	特別会員	5口	40,000円
	その他寄付		3,100円
企業・団体	賛助会員 1口5,000円	46事業所	230,000円
	特別会員 1口10,000円	11事業所	110,000円
	合計		6,425,100円

## ■平成19年度 会費使用の内訳

事業区分	金額
高齢者・障がい者の支援事業に	855,000円
ボランティア・地域福祉の推進に	1,590,000円
子どもたちの支援事業に	1,330,000円
総合支援活動・社協の運営に	2,650,100円
合計	6,425,100円

この社協会費を市民皆様にお願ひするのは、1世帯あたりの金銭負担を軽減するとともに、多くの方が参画し支えられた福祉活動の取り組みにつなげることが、福祉のまちづくりにつながっていくと考えているからです。

## お知らせ Information

### 申し込み・問い合わせ

合志市社会福祉協議会（ふれあい館内）  
本所：TEL 242-7000・FAX 242-6635



### 中高生ボランティア 『小さい子とのふれあい』

赤ちゃんや小さい子どもさんに興味のある中高生の皆さん遊びに来ませんか？

●日時：平成20年8月1日（金）～8月29日（金）

〈わかば開館時間〉  
月・火・水・金曜日 10時～14時、木曜日 13時～14時  
土曜日・日曜日・祝日はお休み

上記の都合のいい時間に来てください

- 場所：つどいの広場「わかば」
- 受付：月曜日～金曜日（9:00～17:00）
- ☆詳しくは、こども支援センター 草津まで



### メタボ対策!! 寝たきりにならない身体をつくるためには…

高齢になっても元気で在宅生活がおくれるよう、生活習慣病の予防や転倒しても骨折しない健康な身体づくりを勉強しましょう。

- ① メタボ確認！あなたの身体は大丈夫？
- ② イキイキ満足習慣！足もとから健康に…
- ③ 健康な身体づくりのための生活習慣！  
メタボ・骨粗しょう症などの予防

- 日時：平成20年8月25日（月）9:00～12:00
- 場所：ふれあい館 地域交流ホール
- 対象者：合志市民 30名程度
- 申込先：訪問支援課



### こども手話教室のごあんない

小学生向けのきょうしつです、お友だちといっしょに参加しよう!

- 日時：平成20年8月22日（金）・23日（土）  
10:30～12:00（受付10:15）
- 場所：合志市福祉センター「みどり館」大研修室

- 対象者：どなたでも参加できます。（大人も可）  
※未就学児は保護者同伴での参加となります。
- 定員：20名（先着順）
- 申込・お問い合わせ：地域福祉係（合志・森）

# ありがとうございました

次の方々から社会福祉協議会にご寄付いただきました。厚くお礼申し上げます。

受付順  
6/1~30  
受付分

- ◆ 香典返し ◆
- 上須屋／緒方 了喜様 (故妻 妙子様)
- 黒石団地／瀧上 由美子様 (故夫 浩俊様)
- 若原／島 美春様 (故夫 増男様)
- 熊本市／松本 寛治様 (故従姉 中山 シキ様)
- 西須屋団地／中島 正剛様 (故父 洋一様)
- 永江団地／佐藤 喜代子様 (故夫 憲次様)
- 杉並台／才藤 葉子様 (故夫 重一様)
- 南陽／芹川 クニコ様 (故夫 静男様)
- 南陽／橋本 裕子様 (故夫 岩男様)
- 御代志／橋本 薫様 (故夫 進様)
- 平島／坂本 之人様 (故妻 フジ工様)
- 新古閑／田中 勇様 (故母 イキ様)
- 黒石団地／小林 昭文様 (故母 ウメ様)
- 平島／原田 愛子様 (故夫 清憲様)
- 黒石原／村井 昭宏様 (故母 タネ子様)
- 大池／坂口 廣美様 (故母 禮子様)
- ◆ 一般寄付 ◆
- 東大池／佐藤 良輔様
- 武蔵野台／荒木 章子様
- ◆ 地域助け合い募金 ◆
- ポプラ合志豊岡店様 募金箱
- ◆ 寄贈 ◆
- 上須屋／鳥飼 恵子様 (チャイルドシート)
- 菊池恵楓園盲人会様 (カセットテープ)
- ◆ お詫びと訂正 ◆  
7月号の掲載に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。
- (8頁) 寄付御礼  
● (誤) 鳥居 昭彦様 (故子 和子様)  
● (正) 鳥居 昭彦様 (故母 和子様)

## 栄地区 合同サロン開催

- いきいきミニサロン栄
- いきいきサロン温団
- 中林しあわせサロン
- 鹿水サロン
- 秋桜会(後川辺)サロン
- ふれあいサロン平島

6/17

栄地区のサロン同士の交流を深めようと開催されました。地区内の区長さん、老人会長さん、民生委員さんや栄保育園、年長組のこどもさんなど100名参加され、“にぎやか”に“にこやか”に過ごされました。



栄保育園との交流



園児さんから心のこもったプレゼント

## ふれあい総合相談

社会福祉協議会では、各種相談窓口を開設しています。お気軽にご相談ください。

相談内容	担当相談員	相談日・場所
法律相談	弁護士	8/1 (金) (泉ヶ丘支所)
心配ごと相談	民生児童委員	8/11 (月) (みどり館) 8/20 (水) (西合志庁舎)
行政相談	行政相談委員	8/11 (月) (みどり館)
人権相談	人権擁護委員	8/20 (水) (西合志庁舎)
時間		10:00~12:00 13:00~15:00 ※相談受付時間 9:30~14:30

相談内容	担当相談員	相談日・場所
福祉ボランティア相談	社会福祉協議会職員	月~金 (ふれあい館)
こども相談		時間 8:30~17:00

※須屋支所で開催予定(9/1・11/4・3/2)の法律・心配ごと相談は、ふれあい館にて開催致します。

お問い合わせ

社会福祉法人 **合志市社会福祉協議会**  
 熊本県合志市須屋2251-1 (市保健福祉センター「ふれあい館」内)  
 TEL096-242-7000 (代) FAX096-242-6635  
 URL <http://www.koshi-shakyo.or.jp/> E-mail [vc@koshi-shakyo.or.jp](mailto:vc@koshi-shakyo.or.jp)

ふれあい館…TEL242-7000  
 みどり館…TEL248-0400  
 福祉会館…TEL248-2625